

## 調査コラム第 46 回 「漁撈用具の調査と文化財登録」

(松江市文化スポーツ部文化財課歴史史料専門調査員/松尾澄美/2024 年 8 月 13 日記)

今回のコラムは、文化財としての道具の調査がテーマです。

令和 6 年 3 月 21 日、松江市が所蔵する「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具」1,598 点が、国の登録有形民俗文化財となりました。

漁撈（ぎょうろう）用具というのは漁業に関する道具のことで、釣具や網具など漁に使われた用具をはじめ、漁獲物を加工し運搬する用具、また海上安全や大漁を祈願する信仰用具まで、多様な種類があります。登録された 1,598 点は、昭和 40～60 年代に島根町、宍道町、八束町が収集したもので、全てが地元住民のみなさんから寄贈されたものです。

松江市ホームページ「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具」参照

[https://www.city.matsue.lg.jp/kanko\\_bunka\\_sports/rekishi\\_bunkazai/4/1/1/18124.html](https://www.city.matsue.lg.jp/kanko_bunka_sports/rekishi_bunkazai/4/1/1/18124.html)

漁撈用具が寄贈された頃は、戦後の高度成長期を経て生活様式が急激に変化した時期です。農業や漁業で生計をたてていた人々の多くが勤め人へと変わり、それまで生業に使っていた道具類は不用物として扱われ、廃棄され始めます。生活習慣も大きく変わり、地区の諸行事や風習までもが消滅してしまう危機にありました。全国どこも同じような状況でしたので、日本各地で自分たちの生活文化を記録し、保存しようという動きが起こります。松江においても、独自の文化が失われつつあることを憂いた市民が中心となり、地区で使われた道具を収集する活動をおこないました。そうして集まった道具類は、近隣の資料館や公民館で展示・保管され、長らくの間地域の社会教育

に活用されてきました。そのようにして市内各所で保管されていた道具類から、漁業に関連した道具のみを選び出したものが「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具」です。

このたび、国の有形民俗文化財として登録されるにあたっては、文化財的な調査が求められました。調査を始めるには、まずは道具そのものを知る必要があります。道具とは、簡単にいえば「目的のため使う器具」です。同じ道具であっても、使用目的が変われば使い方も名称も変わります。使用者でなければ、何に使う道具か断定することはできません。

例をあげてみましょう。【写真 1】は何の道具だと思いますか。



【写真 1】ネジメガンギリ（島根半島沿岸の漁撈用具）

これは島根半島沿岸の漁撈用具のひとつで、「ネジメガンギリ」と呼ばれます。捕獲した煮干しエイワシのような小魚を天日で乾かす際に、混ぜたり集めたりするものです。見た目からは、庭園掃除の道具のように思えます。この道具を掃除に使えば「クマデ（出雲地方ではガンギとも呼ぶようです）」になりますが、小魚の乾物作りに使えば「ネジメガンギリ」になります。つまり、漁撈用具かどうかというのは、使い方を聞かなければ分かりません。しかしながら、収集から少なくとも 40 年以上経過してしまった現在では、使用者から直接に聞き取ることはほぼ不可能です。使用者の家族から話を聞いたとしても、今では漁に携わっていない方も多く、「よくわからないが…」と言われることが大半でした。

このようななか、用途を特定する根拠となったのは収集当時の記録です。漁撈用具を収集した各町では、1 点 1 点について寄贈者から使用者、使用地、年代、名称などを聞き取り、台帳を作成していました【写真 2】。各町の台帳は、平成の市町村合併という大きな変革

| 民俗文化財調査票                                                                                           |                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 地名                                                                                                 | 島根県                                                                                     |
| 標準名                                                                                                | 三ツノカンキリ 類別                                                                              |
| 採集地                                                                                                | 採集年月日                                                                                   |
| 所有権                                                                                                |                                                                                         |
| 採集経緯                                                                                               |                                                                                         |
| 製作地                                                                                                | 製作年代                                                                                    |
| 製作者                                                                                                |                                                                                         |
| 製作法・材料                                                                                             | 竹                                                                                       |
| 長クワの柄ノ部分を割って平い面を造り、その部分に鉄の釘を打ち、釘の頭を平い面から突き出さず、柄の裏面に打ち込む。釘の頭は柄の裏面に打ち込む。釘の頭は柄の裏面に打ち込む。釘の頭は柄の裏面に打ち込む。 |                                                                                         |
| 使用地                                                                                                | 使用年代                                                                                    |
| 使用者                                                                                                |                                                                                         |
| 使用法                                                                                                | 魚干、いわし、うなぎ、えび、あじ、さけ、ほかに、これらで、魚干、いわし、うなぎ、えび、あじ、さけ、ほかに、これらで、魚干、いわし、うなぎ、えび、あじ、さけ、ほかに、これらで、 |
| 分布・由来                                                                                              |                                                                                         |
| 備考                                                                                                 | 現在 島根県立歴史民俗資料館に収蔵                                                                       |
| 保管者 島根県教育委員会 ( ) 電話 085285-3252<br>住所 島根県八束郡島根町大字加賀                                                |                                                                                         |

昭和 59 年 月 日

調査者氏名 村上良一

を経ても大切に引き継がれ、漁撈用具とともに  
 各々の収蔵施設に保管されていました。使用状  
 況を知る人からの証言以上に確実なものはない  
 ません。今回の調査ではこの台帳記録を主にし  
 て、民俗調査報告書や町の広報誌など過去の出  
 版物の記載を参考に、名称や使用用途を確定し  
 ていきました。その後、保管されている漁撈用  
 具の実物を、当時の台帳記録と突き合わせたう  
 え、用途により分類していったのです。

# 【写真 2】

民俗文化財調査票(昭和 59 年島根町教育委員会作成)

用途ごとに仕分けした漁撈用具は、分類ごとに番号札をつけ整理します。その後はクリーニング、必要に応じて計測、図化をおこない  
 ます。これらの漁撈用具は、資料館などの建物内で保管されていましたが、それでも長年の埃が付着しています。これを軟らかい刷毛で  
 丁寧にぬぐい、劣化が進んでいる金属製品には椿油を塗布し、錆止め処理をしました【写真 3】。次に、写真撮影です。台帳記録と照合  
 がしやすいよう、道具のひとつひとつに番号札を付けた状態で写真を撮ります。撮影やクリーニングの過程では 1 点ずつを丁寧に扱う  
 ため、同時に細かく観察もおこないます。観察は、調査において大切な作業のひとつです。文字や刻印を見逃していないか、何かの取り



付け痕はないか、使用した痕跡がどの部分に多いか、など。道具の使用場所や使い方を理解し、使い手の動きを想像しながら観察することが重要です。そうすることで、台帳記録にはない情報がわかることもあります。見えにくい位置に記名を見つけたことや、漁師の手製だと思っていたものが購入品だと判明したこともありました。今回観察で得られた情報は、後世へ引き継げるよう新たに目録を作成した際に、加筆をしておきました。今は目視できるような情報でも、時間が経てば観察できなくなる恐れがあるからです。このようにして、漁撈用具 1,598 点はすべての調査を終えました。

【写真 3】椿油で防錆処理した舟大工用具(央道湖の漁撈用具)

調査の結果をふまえ、1,598 点の全てが国の有形民俗文化財に登録されることになりました。とはいっても、地元の方々にとっては家にあったような道具ばかりなので、「これが文化財なの？」と疑問を持たれるかもしれません。そこで、評価された点を紹介しておきます。ポイントは、収集当時の記録とともに、地域の特色的な漁撈用具が 1,000 点以上まとめて保存されているところです。1 つの漁撈用具から当時の暮らしぶりを想像することは、なかなか難しいかもしれません。でも、1,598 点ものまとまった道具類であれば、そこに暮らした人々の漁撈活動や習慣など、日々の生活がつぶさに見えてきます。

「モノ」である漁撈用具（有形民俗）の評価は、漁撈用具が示す「松江市域の漁撈の生活文化（無形民俗）」への評価でもあります。現代に生きる私たちに、当時の漁撈生活をし続けることはできません。しかし、道具類を保存し、生活文化を語り継ぐことなら可能です。市域の漁撈用具が文化財登録された意味は、ここにあるのではないのでしょうか。

登録された漁撈用具は、潜戸遊覧船が出航するマリンプラザしまね（島根町加賀）2 階の、島根半島・宍道湖中海ジオパーク 松江ビクターセンターで常設展示しています。展示がある島根町は、今なお漁撈の文化が息づく美しい海のまちです。漁撈用具のふるさとを、一度訪れてみてはいかがでしょうか。



【写真 4】

登録有形民俗文化財 島根半島沿岸の漁撈用具



【写真 5】

登録有形民俗文化財 宍道湖・中海の漁撈用具

おしらせ

鹿島歴史民俗資料館（松江市鹿島町名分 1355-4）で、令和 6 年 10 月 5 日（土曜日）～令和 7 年 1 月 13 日（月曜日）に  
特別展 “海と湖に生きた人々―登録有形民俗文化財「島根半島沿岸及び穴道湖・中海の漁撈用具」登録記念” 展  
を開催しました。